

令和6年度幼稚園・小学校・中学校定期監査実施計画

1 監査等の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

① 対象事務：令和5年度学校園事務事業（前年度）

② 対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

③ 対象学校園：

○幼稚園：八木幼稚園、八木北幼稚園、山直北幼稚園、山直南幼稚園、山滝幼稚園、城東幼稚園

○小学校：八木小学校、八木北小学校、山直北小学校、山直南小学校、山滝小学校、城東小学校

○中学校：山直中学校、山滝中学校

3 監査の着眼点

(1) 共通事項

① 配当予算の執行状況、郵便切手、消耗品等の受払いについて

② 校具（園具）等の管理、保全及び台帳の整備状況について

③ 学校等施設の管理の状況について

(2) 監査対象別

① 小・中学校

公文書の整備及び保管状況について

② 幼稚園

一時預かり事業保護者負担金の徴収、納入及び関係文書の整備状況について

4 各学校園の個別の調査事項

前年度の指摘事項やその他各学校園における注意を要する事項、新規事業、課題のある事業等について、特に今年度調査する必要がある事項を個別の独自の調査事項とする。

5 監査の主な実施手続

監査の実施手続の選択については、主として次の実施手続によるものとする。

(1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」

(2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」

(3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」

(4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」

(5) 事実の存否又は問題点等について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」

(6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

6 学校園定期監査の基本的な実施方法

(1) 実施通知

おおむね監査実施日の2か月前に教育委員会（総務課）に文書で通知する。

(2) 局内協議

事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や調査事項等について局内で協議し、確認する。

(3) 事前調査

おおむね監査実施日の1か月前に監査対象学校園から提出された監査資料をもとに、予算執行額等の確認や使用帳簿類の点検を行う。

(4) 局内協議

書類等調査後、監査対象学校園のヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。

(5) ヒアリング

上記の点検等での疑問点については、監査対象学校園の職員に対してヒアリングを行う。また、備品等の現物確認等、必要に応じて現地調査を実施する。

(6) 局内協議

① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめ、その是非を報告し、問題点については、指摘事項、注意事項、観察事項に分類した担当者案を提示する。

② 各担当者案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。

(7) 監査委員へ復命

事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。

(8) 監査委員監査

監査対象の学校園で、校長から各学校園の監査資料の説明を受けた後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに事務局からの報告内容についての事実確認や対象学校園の見解を聴取する。なお、各学校園の特色ある取り組みや施設の管理状況等について、校長からの説明のもと、監査委員が現地で検分することがある。

(9) 監査委員協議

監査での質疑応答等を踏まえ、「指摘事項」とするのか、「注意を要する事項」とするのか、「観察事項」とするのかを協議し、決定する。

(10) 監査結果の報告

監査終了後、速やかに監査結果報告書を取りまとめ、議会、市長、教育委員会への報告及び公表を行う。（おおむね20日以内）

(11) 監査調書を整理する。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

各学校園

(2) 日程

令和6年度岸和田市監査等年間計画のとおり

8 監査の担当者及び事務分担

令和6年度岸和田市監査等年間計画のとおり

9 監査結果の周知

(1) 監査の対象学校園への通知等

- ① 6の(10)とは別に、教育委員会（総務課）を介して文書（監査結果報告（写））を監査事務局長名で通知する。
- ② 指摘事項に対する措置状況については、教育委員会（総務課）でとりまとめの上、代表監査委員宛てに報告させるものとする。

(2) 監査の対象外である学校園への通知等

「指摘事項」や「注意を要する事項」については、各学校園に共通する事項が多いので、監査対象でなかった学校園に対しても、教育委員会（総務課）を介して、注意を促す文書を監査事務局長名で発信する。

10 その他監査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。